

令和 6 年度

第 3 回 高森町農業委員会 議事録

令和 6 年 6 月 2 4 日(月)、高森町役場において農業委員会等に関する法律第 2 7 条第 1 項の規定に基づき、別紙議案審議のため農業委員会を開催した。

1 出席委員

(1) 農業委員

- | | | | |
|---------|--------------------------|----------|----------|
| 1 竹内 節男 | 2 城子 唯久 | 3 松島 浩子 | 4 青山 高志 |
| 5 中塚 俊文 | 6 寺澤 悟 | 7 丸山 宏充 | 8 木下 洋子 |
| 9 友谷 光 | 10 原 幸恵 | 11 北村 隆洋 | 12 樋口 貞幸 |
| 13 林 清志 | 14 今川 実章 ^(議長) | | |

(2) 農地利用最適化推進委員

- | | | | |
|----------|----------|----------|---------|
| 15 木村 直志 | 16 片桐 文雄 | 17 唐沢 弘之 | 18 宮下 俊 |
| 19 寺沢 正敏 | | | |

合計 19 名

2 欠席委員

3 職務のために出席した職員

農業委員会

事務局長：菅沼

事務局：下原

営農支援センター

所長：上沼／専門員：松村

4 会議への附議事項

- | | |
|--|-----|
| 議案第 11 号) 農地法の適用を受けない土地の証明について | 1 件 |
| 議案第 12 号) 農地法第 3 条の許可申請 | 3 件 |
| 議案第 13 号) 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請 | 1 件 |
| 議案第 14 号) 農地法第 5 条第 1 項の許可申請 | 2 件 |
| 議案第 15 号) 改正前の経営基盤法第 18 条の農用地利用集積計画 (6 月分) | |

5 議事内容

議 長 ただ今から令和 6 年度第 3 回高森町農業委員会総会を開催します。
 よろしくお願いします。

時に午前 9 時 00 分

議 長 雨が降ったり晴れたり、今日は湿度が高く気温が上がるということで熱中症等注意してください。
 また、農業新聞に載っていますが、基本法関連 3 法案、食料供給困難事態対策法と、農地関連法の改正、スマート農業技術活用促進法が国会通過したということで、今後 1 年以内に制度化されてくると思います。詳細については農業新聞などを見て確認してください。

 あと地域計画策定ということで、町の懇談会の中で地域計画についてワークショップなどを開いていますが 15 日と 21 日、すでに二か所開催されており、その内容をまたどこかでご紹介いただけたらと思います。

 それでは審議事項に入ります。

 熱中症対策として、水分補給等は随時ここで行っていただければと思います。
 本日の議事録署名人は 2 番と 3 番、お願いします。

議 長 それでは議案第 11 号、農地法の適用を受けない土地の証明について、6 番お願いします。

6 番 はい。申請人は飯田市の I さんです。申請地は山吹の【地番-1】【地番-2】です。場所は中央線の山吹 S 社または K 社のところを下に行った所です。【地番-1】は資料の写真を見ていただきますと、住宅のすぐ上の畑ですが、境となっている土手のようなところになります。周りはもう森林化しており、畑地となっていたとみられる所も草や木が生えている状況で、現地を見ましたが、進入路もなく農地として利用していくことは不可能ということで、非農地化ということになりました。【地番-2】はもう少し上に上がった所ですが、こちらも周りは森林化されているところの一部で、畑地だった形跡がいくらかあるものの、進入路もなく畑としていくことは厳しい、ということで非農地化の決定となりましたので、お願いします。

議 長 何かご質問はありますか。

14 番 I さんは飯田市の住所の方ですが、相続されたということですか？

6 番 【地番-1】の下の子住宅の所有者で、申請地も I さんが後継されたということです。

14 番 申請地は傾斜地で非農地化になって開発して住宅を建てるということは可能になってしまわないですか？

6 番 それは無理ですね。

議 長 他に質問はございますか？

(質問なし)

それでは決を採ります。

議案第 11 号 1 番について可とされる方、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全会一致で可とします。

続きまして議案第 12 号、農地法第 3 条の規定による許可申請ということで、議案番号 1 番について、9 番説明をお願いします。

9 番 はい。現在の所有者が T さん、購入予定者が K さんです。申請地は K さんの宅地に接している農地です。住宅から 80 cm ほどの段差の土手がある向こうが農地となります。T さんが農業から撤退したいということで、農地を処分したいという気持ちから価格を安く抑えて話が決まりました。K さんは会社勤めですが、ご主人と奥さん、少し離れたところにお住まいのご主人のお母さんの 3 人で自家消費の規模を大きくしたいということです。農業としてやっていけそうなら規模を拡大したいという思いもあります。作物は野菜です。今は草もきれいに刈られ、いつでも耕作可能な状態です。以上です。

議 長 今の件についてご質問等ございますか。

(質問なし)

それでは決を採ります。

議案第 12 号 1 番について可とされる方、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全会一致で可とします。

続きまして議案番号 2 番について、15 番説明をお願いします。

15 番 はい。議案番号 2 番と 3 番は譲受人が同じ方なので、一緒に説明させていただきます。

まず議案番号 2 番、譲渡人は吉田の M さん、譲受人は吉田の K さん、議案番号 3 番の譲渡人は吉田の Y さんで譲受人は同じ吉田の K さんです。

場所は資料の 12-2、12-3 をご覧ください。中央線の胡麻目大橋からやや北側、吉田の古城桜のあるところのすぐ近くになります。

議案番号 2 番は M さんの農地をやや分筆して、そこを農地への通路を兼ねて取

得したいということです。現在は軽トラ 1 台が通れる程度ですが、大型の農機が入りません。続いて議案番号 3、資料の 12-3 ですが、先ほどの資料 12-2 の場所のはす向かいになります。Y さんの農地ですが、そこを譲り受けるというものです。現在 K さんの農地は Y さんの農地の（地図の）左上の所です。現在作物は作っていない状況ですが作業はされています。将来的には息子さんがやっていたらな、というところのようです。以上です。ご審議お願いします。

議 長 今の件についてご質問等ございますか。

（質問なし）

譲受人が同じでありますので、議案番号 2 番と 3 番について一括で決を採ります。可とされる方、挙手をお願いします。

（全員挙手）

全会一致で可とします。

次に議案第 13 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請ということで、議案番号 1 番について、13 番をお願いします。

13 番 はい。申請人は H さん、申請地は資料 13-1 をご覧ください。下市田中央線を 151 号線方面から来たところの下市田 4 区の生活改善センターがありますが、その道を挟んだ一段下の農地です。焼肉店舗と駐車場を作ることです。雨水排水は浸透枳によるものとします。地代はご本人の土地であるためかかりません。5 月 8 日に下市田区、9 日に下市田 4 区の土地利用委員会で承認を受けています。ご審議をお願いします。

議 長 ただ今の件についてご質問等ございますか。

14 番 事務局に確認しますが、この農地は農振除外の対象にはなりませんか。

事務局 この農地を含め周辺農地ですが、公図を見ていただくと申請地とその下の 3 筆、全て H さんの土地で昔から農振から外れていた所になりますので今回の内容の申請になります。

補足ですが、このあたり一帯は申請地も含めて構造改善が行われており、農地の種類とすれば 1 種農地になりますが、『住宅その他日常生活または業務上必要な施設を周辺居住者が行う』、という不許可の例外規定があり、H さんについては道路を挟んで向かい側にお住まいということで周辺の居住者が行う業務上必要な施設、ということで許可に当てはまるものと判断し受け付けさせていただいたものです。よろしくお願いします。

14 番 店舗をされるということですが、H さんはそういった免許はありますか。

13 番 お肉屋さんに勤められており、食品衛生法のほうは大丈夫かと思います。

議 長 補足説明ございましたが、他にご質問等ございますか？

(質問なし)

それでは議案第 13 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請、議案番号 1 番につきまして決を採ります。可とされる方、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全会一致で可とします。

続きまして議案第 14 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請ということとで議案番号 1 番を、15 番をお願いします。

15 番 はい。譲渡人は吉田NMさん、譲受人は同じく吉田のNYさんです。申請地は資料 14-1 をご覧ください。吉田Y社の工場のすぐ西側になります。詳しく申し上げますと、公図の【地番-27】【地番-19】、台形の小さな土地が対象地です。経緯を申し上げますと、【地番-19】から上がNMさんの農地ですがNMさんのおじいさんの弟がNYさんで、NMさんからいうと大叔父になります。昔、NMさんのおじいさんがNYさんに農地を一部譲って宅地を建てたのですがその際、行き違いがあったのかわかりませんが、申請地の 2 筆の土地は農地であります、NYさんは自分の土地と思って宅地の一部としてしまっていてそのままになっていたということで、最近それが発覚し、正式な形で譲り受けるということになったということです。対価は坪 30,360 円です。以上、ご審議をお願いします。

議 長 ただ今の件でご質問等ございますか。
事務局、この場合はこの対応で良いですか。

事務局 はい。これまでもよくありましたが、現状に併せて農地の是正を行う追認の案件になります。追認を全てこういうかたちで認めていっていいかどうか、ということもありますが、今回の土地については、故意でないことや転用後の影響がないということから、追認はやむを得ないもの、ということで受け付けさせていただいております。補足ですがこの土地は用途地域ですので、3 種農地、原則転用可ということですので、お含みいただければと思います。

議 長 ありがとうございます。ほかにご質問等ございますか。
(質問なし)

それでは決を採ります。

議案第 14 号議案番号 1 について可とされる方、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全会一致で可とします。

続いて、議案番号 2 番を、2 番をお願いします。

2 番 はい。Hさん所有の土地をKさん親子が二世帯住宅を建てたいということで取得の運びとなりました。周辺農地の承諾ですが、南と西側のHさんの承諾は得ています。北側はKさん自身の会社が所有しているので問題ありません。東側は現在柿を作っておられる畑ですが、この畑との間に赤線が通っており承諾は必要ないということですが、一応承諾をいただいております。【地番-8】は進入路にあたります。【地番-8】の横からその先【地番-0】までの道は、駒場地区の地域計画によって道幅を広げる構想が将来あります。その点についてはKさんも承知されていて、そうなれば土地を提供するということで地域の皆さんからも承諾を得ています。生活排水は合併浄化槽、雨水排水は地下浸透式になっています。坪単価は4,000円とお聞きしています。以上です。

議 長 ただ今の件で確認事項、質問等ありますでしょうか。

14 番 すみません、農地の中に水道管などありますが、その面積についての農地転用はどうでしょうか。

事務局 はい。この配置図面ですが、業者の図面の作成上仕方がないもののようで、申請地は赤で囲った図面の箇所になりますので、配置図面の給水管は申請地の中に入るもの、ということです。

14 番 あと、購入土地の裏、【地番-15、-14、-13】はHさんの土地で、【地番-1】もHさんの土地ということですね。【地番-15、-14、-13】は傾斜地で畑として使えないため（Kさんは）購入しないことになったと聞きましたが。

事務局 こちら、農振除外の際にも話題になりましたが、【地番-15、-14、-13】は細かい筆ですが、【地番-2、-5、-6】に付いていた農地ですが、分筆されたことによりできた筆です。実はこれらの筆は実際には分筆前から土地の利用が異なっていて、【地番-1】側の農地と一体的に畑として使われており、今回申請地となった場所は田んぼとして使われていたものになります。今回は土地の形状に合わせて分筆を行って、【地番-15、-14、-13】は【地番-1】と一体として使われるということでこのようなかたちになっています。

14 番 ありがとうございます。

議 長 そのほか、確認事項とかよろしいでしょうか。

（質問なし）

それでは決を採ります。

議案第14号議案番号2について可とされる方、挙手をお願いします。

（全員挙手）

全会一致で可とします。

続きまして議案第 15 号、改正前の経営基盤法第 18 条の規定による農地利用集積計画について、事務局お願いします。

事務局 はい。よろしくお願いします。
それでは議案第 15 号、利用権の設定についてご覧ください。
議案番号 1 番・2 番は新規、3 から 6 番の 2 筆は農地中間管理機構での集積・配分となっていますので、ご確認をお願いします。7 番は再設定案件となっています。特段、説明はありません。以上です。

議 長 ありがとうございます。
ただ今の 7 件についてご質問等ありますでしょうか。
(質問なし)
では決を採ります。
議案第 15 号起案番号 1 番から 7 番まで、可とされる方、挙手をお願いします。
(全員挙手)
全会一致で可とします。

以上で審議事項を終了します。
ありがとうございます。

時に午前 9 時 25 分

高森町農業委員会議長 今川 実章

高森町農業委員会会長 今川 実章

議事録署名委員

高森町農業委員 2 番 城子 唯久

議事録署名委員

高森町農業委員 3 番 松島 浩子